

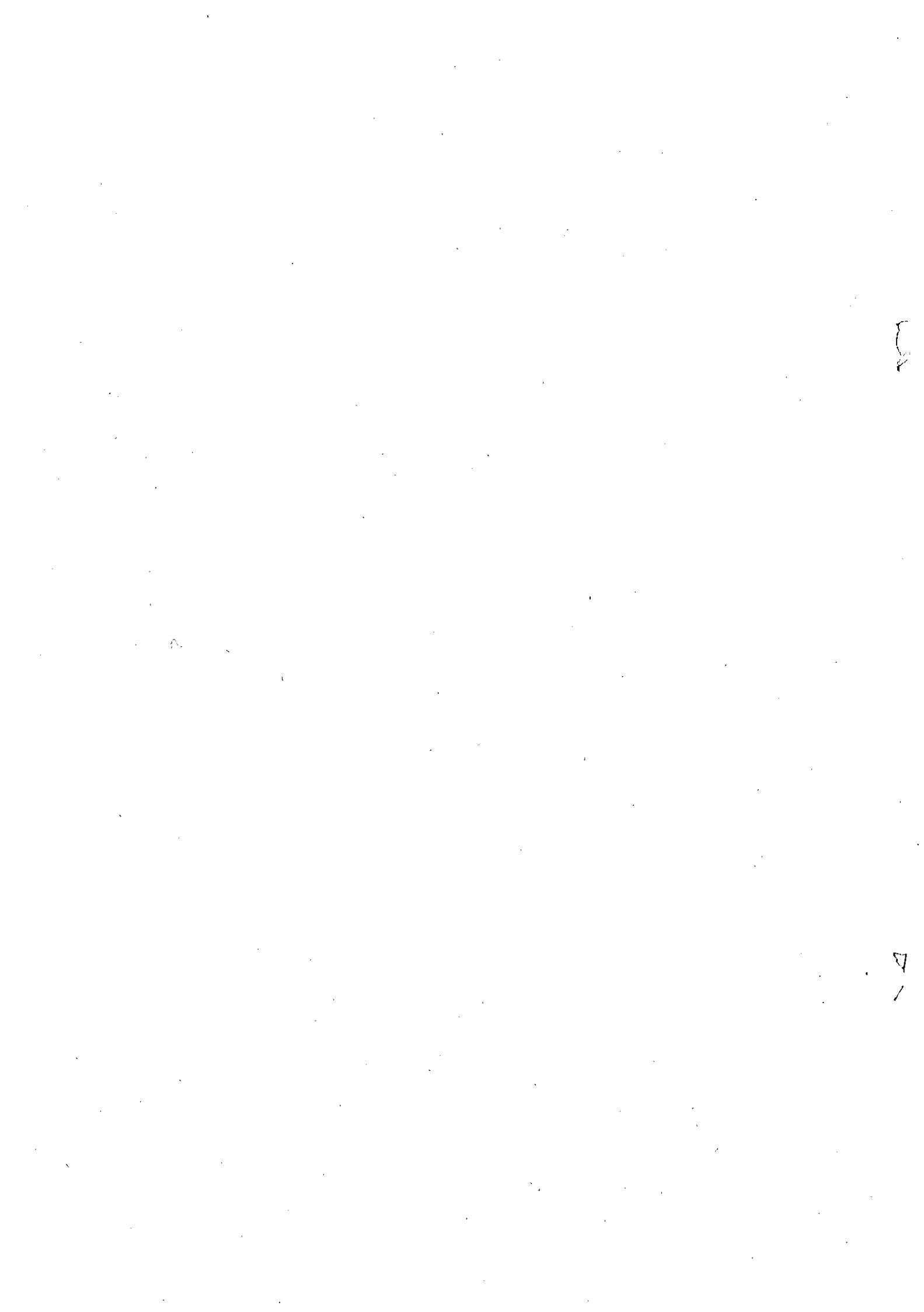
# 農林水産商工常任委員会資料

(平成29年10月6日)

## 項目

- |                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| 1 県営水力発電施設PFI事業の「基本的考え方（基本方針）」について  | ..... 1ページ |
| 2 境港管理組合との「貨客船ターミナル用地」に係る土地売買契約について | ..... 2ページ |

企 業 局



# 県営水力発電施設PFI事業の「基本的考え方（基本方針）」について

平成29年10月6日  
企業局経営企画課

県営水力発電施設PFI事業に係る事業形態や対象施設、事業期間などの事項は、「実施方針」として公募手続き前に定めた上で、公募の条件となるものであるが、導入可能性調査で行う市場調査や事業者ヒアリングの前提となる「基本的考え方（基本方針）」をまとめたものである。

## 1 基本的考え方（基本方針）

### （1）事業形態及び対象施設

事業形態は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づく公共施設等運営事業（コンセッション）とし、対象施設は以下の3施設を一括してSPC（特別目的会社）に委ねる。なお、SPCには、県内企業の参画を必須とする。

- ・小鹿第一発電所：建設・維持・管理・運営
- ・小鹿第二発電所：建設・維持・管理・運営
- ・春米（つくよね）発電所：維持・管理・運営

### （2）適用制度及び事業期間

固定価格買取制度（FIT制度：20年間）を適用し、事業期間は同制度による売電が終了するまでとする。

### （3）売電先

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」により売電先は送配電事業者（中国電力）になる。

### （4）運営権対価の算定

FIT制度を適用することで、事業期間における売電収入の概算額が把握できることから、運営権対価＝売電収入－運営権者の必要経費（いわゆる民間先取り方式）とし、施設の所有者に課せられている租税公課等は企業局が負担する。

### （5）管理区分

- ・発電及び売電：運営権者
- ・ダム管理：企業局。ただし、平常時における点検や小修繕は運営権者の負担を求める。  
なお、天災等により施設に被害を受け復旧に多額の費用が係る場合などのリスク分担については、「実施方針」において定める。

### （6）実施方針への反映

市場調査や事業者ヒアリング等で聞き取った意見については、「基本的考え方（基本方針）」の修正を行い、「実施方針」に反映する。

## 2 今後のスケジュール

今年度末にかけて導入可能性調査を行い、「導入の可能性あり」となった場合、外部有識者で組織する「企業局経営プラン評価委員会」の意見を伺い、府内手続きを経た上で、PFI法に基づく「実施方針」の作成や公募書類の作成等（アドバイザリー業務）に必要な費用を平成30年度予算として議会に提案し、審議をいただく。

平成29年度 PFI導入可能性調査の実施（3施設）、PFI導入可否の検討/決定  
30年度 実施方針の策定・公表、公募要項の作成・公表  
31年度 公募・優先交渉先決定、運営事業者の決定  
32年度 運営事業者によるFIT制度認定取得

## 3 PFI事業の運営開始までに必要な議会議決（PFI法での規定）

- ・公共施設等運営権に係る実施方針条例の制定（PFI法第18条）
- ・公共施設等運営権設定の議決（PFI法第19条第4項）  
⇒通常の請負契約の議会議決と同様の効果を有する。

※PFIとは（Private Finance Initiative：民間資金を活用した施策）

公共施設などの建設、維持管理、運営について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい事業手法。

※実施方針とは

PFI法で事業を実施に関する、事業の選定、民間事業者の募集や選定、責任の明確化、運営等の内容、期間等の具体的な事項を「実施方針」として定めるものとしている。

※コンセッションとは

施設の所有権を公共主体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定し、民間事業者が公共施設の運営を実施する方式。

## 境港管理組合との「貨客船ターミナル用地」に係る土地売買契約について

平成29年10月6日  
企業局経営企画課

今年度、境港管理組合と竹内南地区貨客船ターミナル用地（計67,420.14m<sup>2</sup>）の土地売買契約を締結することとしており、売買時期は、10月着工予定の埠頭工事に合わせて9月に埠頭用地（第1期分譲用地：40,920.05m<sup>2</sup>）を売買し、残る港湾関連用地（第2期分譲用地：26,500.09m<sup>2</sup>）を平成30年1月に売買する予定です。

このたび、境港管理組合と第1期分譲用地について、以下のとおり土地売買契約を締結しました。

### 1 第1期分譲の概要（今回分譲）

- (1) 面 積 40,920.05m<sup>2</sup>  
(竹内団地208-1、252-2)
- (2) 用 途 貨客船ターミナル埠頭用地
- (3) 売買金額 484,616,022円
- (4) 支払方法 一括払い
- (5) 契 約 日 平成29年9月22日

### 2 第2期分譲の概要（平成30年1月分譲予定）

- (1) 面 積 26,500.09m<sup>2</sup>  
(竹内団地281-1)
- (2) 用 途 貨客船ターミナル港湾関連用地
- (3) 売買金額 327,011,110円
- (4) 支払方法 一括払い



### （参考）境港竹内工業団地の処分状況（今回分譲後）

区 分		埠頭区域	工業用地	公共用地	計
造 成 面 積		16.9ha	78.4ha	33.3ha	128.6ha
処 分	分 譲 面 積	14.2ha (うち今回分譲4.1ha)	57.1ha	33.3ha	104.6ha
分 長 期 貸 付		0.0ha	13.8ha	0.0ha	13.8ha
未 処 分 面 積		2.7ha	7.5ha	0.0ha	10.2ha
処 分 率		84.0%	90.4%	100%	92.1%

※工業用地は貨客船ターミナル背後地の2区画、5haを除けば、残り5区画、2.5ha。